省令

○総務省令第六十四号

電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和四年法律第六十三号）の施行に伴い、並びに電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、並びに電波監理審議会令（令和四年政令第二百九十号）第五条の規定に基づき、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

総務大臣　寺田　稔

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章　略］	［第一章　同上］
第二章　無線局	第二章　無線局
［第一節　略］	［第一節　同上］
［第二節　周波数割当計画の公開（第二十一条）］	［第二節　周波数割当計画の公開（第二十一条）］
［第二節の二　開設指針の制定の申出の手続（第二十一条の二）］	
第三節　安全施設（第二十一条の三―第二十七条）	第三節　安全施設（第二十一条の二―第二十七条）
［第四節～第七節　略］	［第四節～第七節　同上］
［第三章・第四章　略］	［第三章・第四章　同上］
附則	附則
（公示する期間内に申請することを要しない無線局）	（公示する期間内に申請することを要しない無線局）
第六条の四　法第六条第八項の総務省令で定める無線局は、次の各号に掲げるものとする。	［削る］
一　［略］	一　認定開設者が認定計画に従つて開設する特定基地局を通信の相手方とする陸上に開設する移動する無線局
二　［略］	二　［同上］
三　［略］	三　［同上］
四　多重放送を行う基幹放送局（次号及び第六号に掲げるものを除く。）	四　［同上］
五　［略］	五　多重放送を行う基幹放送局（次号及び第七号に掲げるものを除く。）
六　［略］	六　［同上］
七　同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第二号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。）	七　［同上］
八　法第六条第八項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する基幹放送局（第三号及び第五号に掲げるものを除く。）	八　同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（第三号及び前三号に掲げるもの並びに総務大臣が別に告示するものを除く。）
九　電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局、地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送を行う実用化試験局（第一号、第二号及び第四号から第七号までに掲げるものを除く。）であつて、再免許の申請に係るもの	九　法第六条第八項の規定により総務大臣が公示した期間内に免許の申請が行われた無線局が開設されている人工衛星（当該無線局が開設されていたものを含む。）に開設する基幹放送局（第四号及び第六号に掲げるものを除く。）
十　［略］	十　電気通信業務を行うことを目的として開設する人工衛星局、地上基幹放送試験局、衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局又は基幹放送を行う実用化試験局（第二号、第三号及び第五号から第八号までに掲げるものを除く。）であつて、再免許の申請に係るもの
	十一　［同上］